

令和元年12月3日
都市整備部建築課

江東区事務手数料条例の改正概要について

1 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正するとともに規定の整備を行う（都市整備部関係手数料）。

2 改正概要

建築物省エネ法の一部改正に伴い、複数建築物の計画における認定手数料の額の見直し及び住棟評価方法の審査手数料の額を追加するとともに、所要の規定を整備する。

3 施行期日（予定）

公布の日から施行する。

4 改正時期

令和2年第一回区議会定例会に提案予定